

## Ⅱ 就業支援

# ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
<p>1 <u>ハローワークによる支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マザーズハローワーク事業</li> <li>・生活保護受給者等就労自立促進事業</li> <li>・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など</li> </ul>	<p>子育て中の女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。</p>
<p>2 <u>母子家庭等就業・自立支援センター事業（H15年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度自治体実施率：89.9%（116／129）</li> <li>・相談件数：99,655件 ・就職人数：3,275人</li> </ul>	<p>母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。</p>
<p>3 <u>母子・父子自立支援プログラム策定事業（H17年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度自治体実施率：65.9%（599／909）</li> <li>・プログラム策定数：5,302件</li> </ul>	<p>個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。</p>
<p>4 <u>自立支援教育訓練給付金（H15年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度自治体実施率：93.8%（853／909）</li> <li>・支給件数：2,005件 ・就職件数：1,559件</li> </ul>	<p>地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限年額20万円または40万円（修学年数×40万円、最大160万円））を支給する。</p>
<p>5 <u>高等職業訓練促進給付金（H15年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度自治体実施率：96.8%（880／909）</li> <li>・総支給件数：8,093件（全ての修学年次を合計）</li> <li>・資格取得者数：2,929人 （看護師 984人、准看護師 723人、保育士 264人、美容師 129人等）</li> <li>・就職者数：2,149人 （看護師 846人、准看護師 419人、保育士 203人、美容師 98人等）</li> </ul>	<p>看護師など、経済的自立に効果的な資格を取得するために6月以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限4年、課程修了までの最後の12か月は4万円加算）を支給する。</p>
<p>6 <u>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（H27年度創設（補正））</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付件数 入学準備金：1,077件 就職準備金：759件</li> </ul>	<p>高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。</p>
<p>7 <u>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（H27年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度自治体実施率：41.9%（381／909）</li> <li>・事前相談：189件 支給件数：119件</li> </ul>	<p>ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、通信制：上限15万円、通学制：上限30万円）を支給する。</p>

（※）129自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、909自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）

# ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（1）

## 1 ハローワークによる支援

### ○ 母子家庭の母等の職業紹介状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
紹介件数	317,449件	280,584件	242,952件	212,167件	187,846件	172,862件	146,626件
就職件数	83,100件	77,134件	70,127件	61,526件	51,593件	50,814件	47,179件

### ○ マザーズハローワーク事業

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就職件数	70,216件	69,765件	70,076件	67,791件	57,072件	58,108件	61,381件

※担当者制による重点支援対象者の就職件数

## 2 母子家庭等就業・自立支援センター事業

### ○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和4年度	47か所（100.0%）	20か所（100.0%）	49か所（79.0%）	116か所（89.9%）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	78,848件	75,537件	75,918件	87,241件	90,273件	92,765件	99,655件
就職件数	4,951件	5,412件	4,227件	3,891件	3,444件	3,181件	3,257件

# ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（2）

## 3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

### ○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	493か所 (63.2%)	599か所 (65.9%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
策定件数	6,970件	6,702件	6,195件	5,041件	4,933件	5,339件	5,302件
就職件数	3,658件	3,779件	3,500件	3,078件	2,963件	3,341件	3,409件

## 4 自立支援教育訓練給付金

### ○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%) ※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	725か所 (92.9%)	853か所 (93.8%)

※都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	816件	1,965件	2,591件	2,459件	2,031件	2,248件	2,005件
就職件数	637件	1,619件	2,183件	1,992件	1,540件	1,657件	1,559件

# ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（3）

## 5 高等職業訓練促進給付金

### ○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%) ※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	751か所 (96.3%)	880か所 (96.8%)

※都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

### ○ 総支給件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総支給件数	7,110件	7,312件	7,990件	7,348件	6,903件	7,774件	8,093件

### ○ 資格取得者数及び就職件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資格取得者数	2,475件	2,585件	2,647件	2,855件	2,701件	2,757件	2,929件
就職件数	1,920件	1,993件	2,106件	2,121件	2,088件	2,092件	2,149件

令和6年度当初予算額 **42億**円（40億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充

設置箇所	マザーズハローワーク	21か所→	23か所
	マザーズコーナー	185か所→	183か所
実施体制	職業相談員	239人	→ 239人
	就職支援ナビゲーター	321人	→ 325人
	求人者支援員	31人	→ 33人

### 支援内容

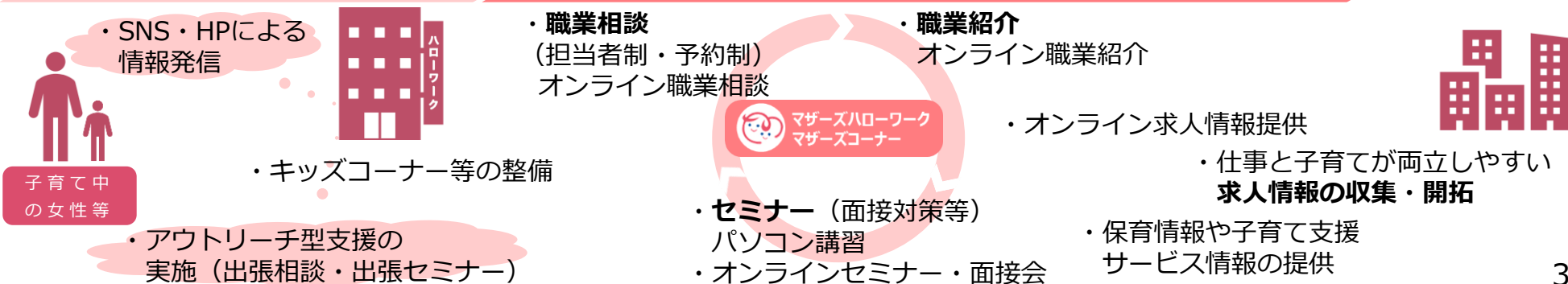
- 一人ひとりの状況に応じた **きめ細かな就職支援**  
担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを配置（21か所→23か所）。
- 求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供**
- 就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施**
- 各種就職支援サービスのオンライン化の推進**  
子育て中の女性等が自宅でも就職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（21か所→53か所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。



### マザーズハローワークへの誘導

### 就職支援メニューの提供

### 就職



＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- 親子交流支援事業について、対象者要件を見直し（児童扶養手当受給者要件の撤廃）。

## 2 事業の概要

### (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

#### 就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,677千円】

#### 就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,418千円】

#### 在宅就業推進事業 (H20～)

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

#### 相談関係職員研修支援事業 (H26～)

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,837千円】

#### 就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,861千円】

#### 養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,839千円】

#### 親子交流支援事業【拡充】

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
- **対象者の要件見直し**
- 【1か所あたり最大4,201千円】

#### 心理カウンセラー等配置 (R3～)

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

#### 就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

#### 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 (H26～)

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

### (2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大20,689千円】
- 心理カウンセラー配置する場合【1市町村あたり3,000千円】
- 在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合【1市町村あたり2,880千円】

## 3 実施主体等

- 【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市  
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】 令和4年度就業相談件数（延べ数）99,655件

### 【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

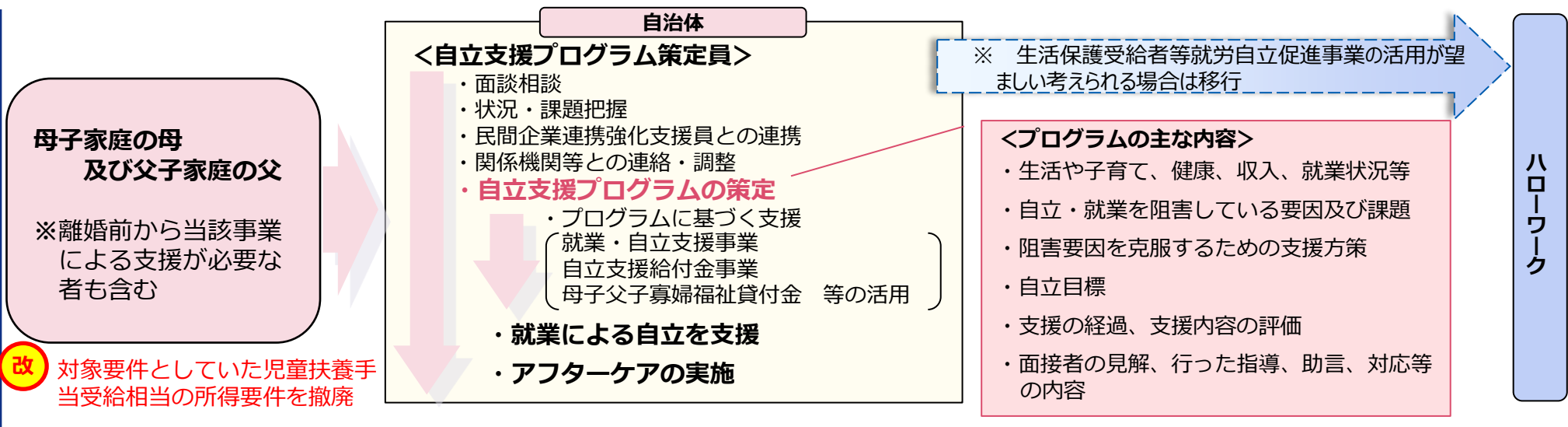
	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	49か所 (79.0%)	116か所 (89.9%)

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

## 2 事業の概要



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助単価】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算  
 キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	493か所 (63.2%)	599か所 (65.9%)

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和4年度	5,302件	3,409件

(注) ( )内は、都道府県、市等における実施割合。



# ひとり親家庭の就労に資する訓練受講支援・訓練受講中の受講費・生活費支援

## ハローワークに申込

## 自治体のひとり親家庭支援窓口に申込

	公共職業訓練	求職者支援制度	教育訓練給付	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金
対象	ハローワークの求職者かつ、 主に雇用保険受給者		在職者又は原則、離職後1年以内の方で、 雇用保険の被保険者期間3年以上の方	児童扶養手当受給相当の所得水準にあるひとり親(※) ※所得要件を撤廃、計画策定等を要件に追加予定(R6.8.1~)	※所得要件を緩和予定(R6.8.1~)
期間	概ね3か月(※)~2年	2か月(※)~6月	概ね1か月~4年	概ね1か月~4年	6か月~4年
受講費	無料(テキスト代等除く)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■専門実践教育訓練給付(中長期的キャリア形成):受講費用の50%を支給(上限年間40万円) ※修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給</li> <li>■特定一般教育訓練給付(早期再就職・キャリア形成):受講費用の40%を支給(上限20万円)</li> <li>■一般教育訓練給付(上記以外):受講費用の20%を支給(上限10万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■受講費の60%を支給(上限年間20万円(教育訓練給付の専門実践教育訓練給付の対象講座を受講する場合(※)は、上限年間40万円、総支給額最大4年160万円))</li> <li>※修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(総支給額最大4年240万円)(R6.8.1~)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※教育訓練給付・自立支援教育訓練給付金と併給可能</li> </ul>
生活費	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本手当+通所手当+寄宿手当</li> <li>■基本手当日額は年齢や離職時賃金によって異なる</li> <li>■本人収入が月収8万円以下等、一定の要件を満たす場合、職業訓練受講給付金(月10万円)+通所手当+寄宿手当</li> <li>■総支給額最大2年240万円+通所手当+寄宿手当</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育訓練支援給付金(中長期的キャリア形成):雇用保険の基本手当日額の80%を支給</li> <li>※専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の離職者に限る。</li> <li>※令和6年度末までの暫定措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※※教育訓練給付と差額支給可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■修学期間中、月10万円(住民税課税世帯月70,500円)を支給</li> <li>■修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算</li> <li>■年額上限168万円、総支給額最大4年528万円</li> </ul>
訓練内容例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ものづくり分野(金属加工科、住環境計画科等)</li> <li>■事務系、介護系、情報系等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■Word・Excel等の基礎</li> <li>■介護系(介護福祉サービス科等)</li> <li>■情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■趣味的・教養的または入門的・基礎的な水準のもの等以外で、厚生労働大臣が指定する教育訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主に教育訓練給付の対象となる教育訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等</li> </ul>

オンライン訓練の設定を促進

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。

## 2 事業の概要

### ＜対象者＞

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
  - 改** ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者（児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃）
  - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

### ＜対象講座＞

- 実施主体の自治体の長が指定
  - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
  - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
- ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

### ＜支給内容＞

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
    - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
    - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円
  - 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
    - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。
- 改** ⇒ 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給)

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【事業実績】

令和4年度支給件数 2,005件 就業実績 1,559件

【実施自治体数】

(注) ( )内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	725か所 (92.9%)	853か所 (93.8%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

## 2 事業の概要

### <対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
  - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること  
**改** ⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。)
  - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること  
**改** ※ 令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置(1年以上→6月以上)を恒久化。

### <対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。  
 《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等  
**改** ※ 令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置(6月以上の訓練を通常必要とする民間資格)を恒久化。

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【支給対象期間】修業する期間(上限4年)

【支給額】

月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)  
 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	751か所 (96.3%)	880か所 (96.8%)

(注) ( )内は、都道府県、市等における実施割合。  
 ※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

【令和4年度総支給件数】8,093件(全ての修学年次を合計)

【令和4年度資格取得者数】2,929人(看護師 984人、准看護師 723人、保育士 264人、美容師 129人など)

【令和4年度就職者数】2,149人(看護師 846人、准看護師 419人、保育士 203人、美容師 98人など)

# 高等職業訓練促進給付金 事業実績

## ○総支給件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総支給件数	7,110件	7,312件	7,990件	7,348件	6,903件	7,774件	8,093件

## ○資格取得者数及び就職件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資格取得者数	2,475件	2,585件	2,647件	2,855件	2,701件	2,757件	2,929件
就職件数	1,920件	1,993件	2,106件	2,121件	2,088件	2,092件	2,149件

## ○資格取得の状況(令和4年度実績)

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数			
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	984人 (33.6)	846人	813人	33人	0人
准看護師	723人 (24.7)	419人	357人	61人	1人
保育士	264人 (9.0)	203人	129人	74人	0人
介護福祉士	50人 (1.7)	37人	23人	14人	0人
作業療法士	26人 (0.9)	22人	21人	0人	1人
理学療法士	12人 (0.4)	10人	10人	0人	0人
歯科衛生士	68人 (2.3)	58人	48人	10人	0人
美容師	129人 (4.4)	98人	37人	35人	26人
社会福祉士	110人 (3.8)	63人	46人	15人	2人
IT関係等(拡充分)	385人 (13.1)	268人	139人	106人	23人
その他	178人 (6.1)	125人	74人	41人	10人
合計	2,929人 (100.0)	2,149人	1,697人	389人	63人

# 公共職業訓練の概要

国及び都道府県は、**離職者、在職者、及び学卒者に対する公共職業訓練**を実施しています。

\* 国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)

## 離職者訓練

- (1) 対象: ハローワークの求職者(無料  
(テキスト代等は実費負担))
- (2) 訓練期間: 概ね3か月~2年
- (3) 主な訓練コース例  
((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)  
○施設内訓練  
テクニカルオペレーション科、電気設備技術科、住環境計画科 等



## 在職者訓練

- (1) 対象: 在職労働者(有料)
- (2) 訓練期間: 概ね2日~5日
- (3) 主な訓練コース例  
((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)  
難削材の切削加工技術、  
製造現場における問題発見改善手法、  
実践被覆アーク溶接 等



## 学卒者訓練

- (1) 対象: 高等学校卒業者等(有料)
- (2) 訓練期間: 1年又は2年
- (3) 主な訓練コース例  
((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)  
【専門課程】  
生産技術科、電子情報技術科、電気エネルギー制御科 等  
【応用課程】  
生産機械システム技術科、建築施工システム技術科 等



令和4年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練	102,160	-	24,993	-	77,167	-
うち施設内	31,135	86.7%	24,922	87.9%	6,213	83.2%
うち委託	71,025	74.6%	71	44.9%	70,954	74.6%
在職者訓練	105,616	-	65,092	-	40,524	-
学卒者訓練	15,798	96.0%	5,528	99.5%	10,270	94.8%
合計	223,574	-	95,613	-	127,961	-

## ○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

## ○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 <b>A</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハローワークに求職の申し込みをしていること</li> <li>● <b>雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと</b></li> <li>● 労働の意思と能力があること</li> <li>● 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと</li> </ul>
職業訓練受講給付金の支給要件 <b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>本人収入が月8万円以下（シフト制で働く者などは月12万円以下）</b>（*）</li> <li>● <b>世帯全体の収入が月40万円以下</b>（*）</li> <li>● 世帯全体の金融資産が300万円以下</li> <li>● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない</li> <li>● <b>訓練の8割以上に出席している</b>（*）</li> <li>● 世帯に同時に給付金を受給している者がいない</li> <li>● 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない</li> </ul>

## ○ 主な対象者

\* 令和5年3月末までの特例措置

<b>給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]</b>	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職や社内での正社員転換を目指す方など
<b>給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） [Aのみ該当する者]</b>	
離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

## ○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練  
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される  
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和5年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

## ○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練		
	訓練期間	<u>2か月から4か月</u>		
	訓練分野	<u>ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科</u> など		
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練		
	訓練期間	<u>3か月から6か月</u> （就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※シフト制の方などを対象とした訓練コースは <u>2週間から</u> （令和5年3月末までの特例措置）		
	訓練分野	<u>IT</u>	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など	
		<u>営業・販売・事務</u>	OA経理事務科、営業販売科など	
<u>医療事務</u>		医療・介護事務科、調剤事務科など		
<u>介護福祉</u>		介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など		
	<u>デザイン</u>	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など		
	<u>その他</u>	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など		

## ○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	受講者数に応じて定額を支給 <u>6万円/人月</u>
実践コース	訓練修了者のうち、 <u>安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給</u> <u>60%以上：7万円/人月、35%以上60%未満：6万円/人月、35%未満：5万円/人月</u> ※シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円/人月、 30%以上55%未満：6万円/人月、30%未満：5万円以上/人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

## ○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円（病気などのやむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、日割りで減額）（*）
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

\* 令和5年3月末までの特例措置

### [求職者支援資金融資]

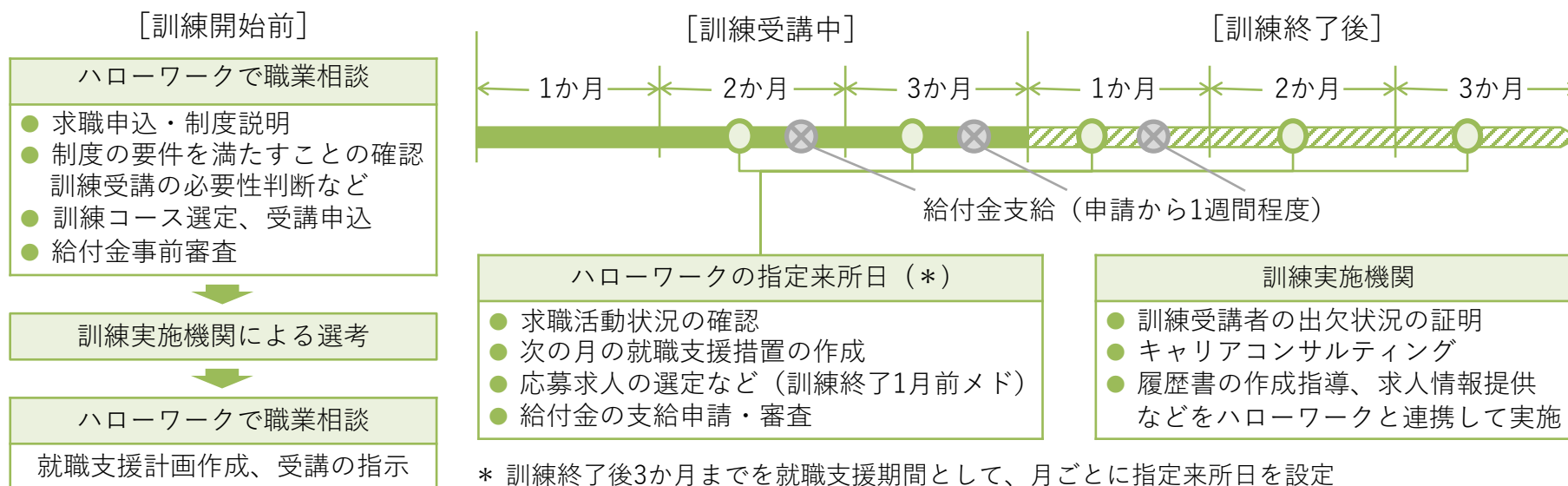
給付金を受給しても訓練期間中の**生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資**

- ・ 貸付額：**単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数**
- ・ 利率：2%（うち信用保証料0.5%） ・ 担保・保証人：不要

## ○ 訓練受講者に対する就職支援

**ハローワークが**、訓練受講者ごとに**就職支援計画を作成し**、職業訓練の情報提供から訓練終了後の**就職までの支援を訓練実施機関と連携**を図りながら、**個別・伴走型できめ細か**に行う

### 就職支援のながれ（3か月訓練の例）





## 教育訓練給付の概要

	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付	一般教育訓練給付
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>50%</b>（上限年間<b>40万円</b>）を6か月ごとに支給。</li> <li>○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、<b>受講費用の20%</b>（上限年間<b>16万円</b>）を追加支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>40%</b>（上限<b>20万円</b>）を受講修了後に支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>20%</b>（上限<b>10万円</b>）を受講修了後に支給。</li> </ul>
支給要件	雇用保険の被保険者又は被保険者資格の喪失後1年以内（妊娠、出産等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最長20年以内）の者		
	上記に加え、雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">                         「給付金利用者向けパンフレット」（専門実践教育訓練）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558050.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558050.pdf</a> </div>	上記に加え、雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">                         「給付金利用者向けパンフレット」（特定一般教育訓練）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558063.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558063.pdf</a> </div>	上記に加え、雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">                         「給付金利用者向けパンフレット」（一般教育訓練）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558048.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558048.pdf</a> </div>
対象講座指定要件	次の①～⑥のタイプのいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件及び講座期間・時間要件を満たすこと。  ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程（看護師・准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士等の養成課程） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム（商業実務、衛生関係、工業関係等） ③ 専門職大学院（教職大学院、法科大学院、MBA等） ④ 職業実践力育成プログラム（自動車工学、会計マネジメント等） ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>※ITSSLレベル3相当以上（情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定 CCNP）等）</small> ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（AI、データサイエンス、セキュリティ等） ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次の①～③のタイプのいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件及び講座期間・時間要件を満たすこと。  ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等（介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許等） ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>※ITSSLレベル2相当以上（120時間未満のITSSLレベル3相当を含む）（基本情報技術者試験等）</small> ③ 短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム <small>（AI・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程等）</small>	次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、講座期間・時間要件を満たすもの。  ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>講座例</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）</li> <li>○ 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護福祉士実務者養成研修等）</li> <li>○ 専門的サービス関係（税理士、社会保険労務士等）</li> <li>○ 情報関係（Webクリエイター、CAD利用技術者試験等）</li> <li>○ 事務関係（TOEIC、簿記検定、日本語教員等）</li> <li>○ 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引士等）</li> <li>○ 技術関係（技術士、建築士、土木施工管理技士検定等）</li> <li>○ その他（大学院修士課程等）</li> </ul> </div>
	※特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付の訓練期間・時間要件は、原則として以下のとおり。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                         【通学制】 期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上                          【通信制】 3か月以上1年以内                     </div>		
	現時点において厚生労働大臣の指定を受けている教育訓練講座は、「教育訓練講座検索システム」からご覧いただけます。 <a href="https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/">https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/</a>		

## 教育訓練給付の概要

	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付	一般教育訓練給付
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>50%</b>（上限年間<b>40万円</b>）を6か月ごとに支給。</li> <li>○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の<b>20%</b>（上限年間<b>16万円</b>）を追加支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>40%</b>（上限<b>20万円</b>）を受講修了後に支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>20%</b>（上限<b>10万円</b>）を受講修了後に支給。</li> </ul>
支給要件	雇用保険の被保険者又は被保険者資格の喪失後1年以内（妊娠、出産等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最長20年以内）の者		
対象講座指定要件	上記に加え、雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">                         「給付金利用者向けパンフレット」（専門実践教育訓練）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558050.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558050.pdf</a> </div>	上記に加え、雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">                         「給付金利用者向けパンフレット」（特定一般教育訓練）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558063.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558063.pdf</a> </div>	上記に加え、雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">                         「給付金利用者向けパンフレット」（一般教育訓練）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558048.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558048.pdf</a> </div>
	次の①～⑥のタイプのいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件及び講座期間・時間要件を満たすこと。  ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程（看護師・准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士等の養成課程） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム（商業実務、衛生関係、工業関係等） ③ 専門職大学院（教職大学院、法科大学院、MBA等） ④ 職業実践力育成プログラム（自動車工学、会計マネジメント等） ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>※ITSSLレベル3相当以上（情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定 CCNP）等）</small> ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（AI、データサイエンス、セキュリティ等） ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次の①～③のタイプのいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件及び講座期間・時間要件を満たすこと。  ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等（介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許等） ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>※ITSSLレベル2相当以上（120時間未満のITSSLレベル3相当を含む）（基本情報技術者試験等）</small> ③ 短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム <small>（AI・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程等）</small>	次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、講座期間・時間要件を満たすもの。  ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>講座例</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）</li> <li>○ 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護福祉士実務者養成研修等）</li> <li>○ 専門的サービス関係（税理士、社会保険労務士等）</li> <li>○ 情報関係（Webクリエイター、CAD利用技術者試験等）</li> <li>○ 事務関係（TOEIC、簿記検定、日本語教員等）</li> <li>○ 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引士等）</li> <li>○ 技術関係（技術士、建築士、土木施工管理技士検定等）</li> <li>○ その他（大学院修士課程等）</li> </ul> </div>
	※特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付の訓練期間・時間要件は、原則として以下のとおり。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                         【通学制】 期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上                          【通信制】 3か月以上1年以内                     </div>		
	現時点において厚生労働大臣の指定を受けている教育訓練講座は、「教育訓練講座検索システム」からご覧いただけます。 <a href="https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/">https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/</a>		

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### <対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者



高等職業訓練促進給付金の拡充に伴い、  
対象者要件を緩和（児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。））

### <貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

### <返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

## 3 実施主体等

- 【実施主体】①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）  
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

- 【補助率】①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）  
②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

### 【貸付実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入学準備金（貸付件数）	1,977件	1,542件	1,290件	1,166件	1,193件	1,077件
就職準備金（貸付件数）	821件	907件	889件	916件	915件	759件

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

## 2 事業の概要・スキーム

### <対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
  - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
  - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること（児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃）

改

### <対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

### <支給内容>

#### （1）通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：  
受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講修了時給付金：  
受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：  
受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

#### （2）通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：  
受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講修了時給付金：  
受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：  
受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【R4実施自治体数】381自治体

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R4支給実績】事前相談：189人 支給者数：119人

## 1 事業の目的

- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

## 2 事業の概要

### (1) 情報収集・管理業務

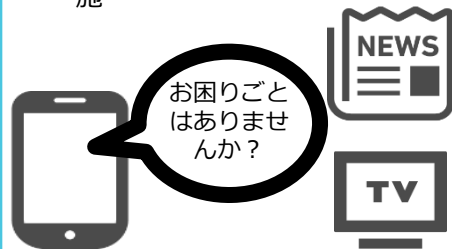
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況
- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報 等

### (3) 広報啓発業務等

- ・ インターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

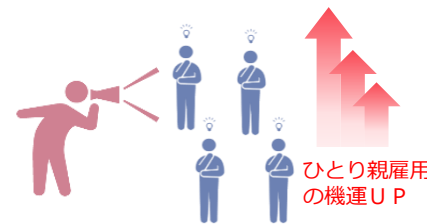
#### 1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



#### 2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



### (2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

#### 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 2 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

#### 2 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 1 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

#### 3 ひとり親の雇用に理解のある企業の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- 2 優良企業表彰を受けた企業の取り組みを掲載

ひとり親雇用の機運を高める

## 3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

# 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、令和5（2023）年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰した。

令和5年度

「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」受賞企業

**社会福祉法人スプリング** 様

（青森県八戸市/老人福祉）

多様性と柔軟性のある働き方を認め、サポートしています。

職員のみならず、職員の家族の皆様にとって、この職場を選んでよかったと思ってもらえるような職場環境づくりに取り組んでいます。全職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、安心して長く働き続けられる環境整備、個別の事情に思いやりを持って対応する組織風土の醸成、気兼ねなく活用できる制度設計をしています。

## 具体的な取り組み

- ひとり親・子育て世帯の働きやすい環境づくりとして、子どもの看護休暇制度が充実しています。
- 法人独自の子供手当やひとり親子育て手当を支給しています。
- ワンストップ相談窓口の設置、資格取得助成制度やメンター制度の導入等が行われています。



## ひとり親の雇用状況

- 全従業員に占めるひとり親の割合 …10.0%
- 全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 … 9.4%
- ひとり親家庭の親の平均勤続年数 …13年3か月



## 社会福祉法人スプリングからのメッセージ

「私たちは笑顔で優しく生きる力をサポートします」を法人理念として掲げています。このことは利用者に対する姿勢であると同時に職員に対する思いでもあります。

理念を実践するため日々奮闘する職員の笑顔がくもる事のないよう、気持ちや個別の事情に寄り添ったサポートを継続します。受けたサポートを次の世代へ、恩送り繋がればきっと笑顔であふれハートフルな職場になっていくと思います。

# ひとり親の就労促進のための事業者向けリーフレット

## 母子・父子福祉団体等への業務発注にご協力ください

母子・父子福祉団体とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく、ひとり親家庭と寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。母子・父子福祉団体は、母子家庭等就業・自立支援センターの運営をはじめ、育児・子育て関連業務や講習会・セミナーの運営などの経験、スタッフとともに豊富です（団体により業務内容は異なります）。

母子・父子福祉団体のほかにも、ひとり親家庭の支援を目的とした特定非営利法人（NPO）が多数あり、さまざまな事業を行っています。これらの団体への積極的な発注をお願いします。

### 支援するメリット

- 地元の母子・父子福祉団体等を活用することで、地域に密着した事業運営を行うことができます。
- ひとり親家庭の就業促進を通して、地域・社会に貢献できます。

### 母子・父子福祉団体等で行っている事業の例

全国の母子・父子福祉団体等が行う事業の例です。各団体が実施している事業内容や受注できる事業には、各都道府県・指定都市にある母子・父子福祉団体にご確認ください。

各地で実施している事業は、（一財）全国母子寡婦福祉団体協議会※4でも確認できます。

育児・子育て関連	託児サービス / 親子のふれあい交流 / 児童の訪問援助
講習会・セミナー・相談会の運営・開催	パソコン教室の運営・講習会 / 地域の学習教室 就職準備・離転職セミナー / 養育費相談 キャリアカウンセリング相談 / 日常生活の相談 / 法律相談
店舗・自動販売機の設置	自動販売機の設置 / 売店の管理運営 / カフェの運営
施設の運営管理	清掃 / 職員寮などの管理 / 児童館の運営管理
地域の安心確保	地域の見守り / 市民共働型の自転車利用適正化事業
事務委託	資料・パンフレットなどの封入・配送 / 会議の議事録作成
地方自治体からの受託による事業	母子家庭等就業・自立支援センターの運営 日常生活支援事業の実施 / 自立支援プログラムの策定 母子生活支援施設の運営 / 母子福祉センターの管理運営 母子家庭等就業支援講習会の実施 / 在宅就業支援 面会交流支援など

### このリーフレットに関する詳しい情報・お問い合わせ先

※1 全国のハローワーク一覧（求人情報、助成金）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou/hellowork.html)

※2 母子家庭等就業・自立支援センター一覧（求人情報）

ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。  
（都道府県、政令指定都市、中核市に設置）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000697704.pdf>

※3 都道府県労働局一覧（助成金）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※4 （一財）全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページ（母子・父子団体等の事業）

<http://zenbo.org/>



### 事業主の皆さまへ

## 「ひとり親」の就労をご支援ください 助成金制度と母子・父子福祉団体等のご紹介

母子家庭の母等や父子家庭の父（ひとり親）は、子育てと生計の維持を一人で担うため、就職をしようとした時に、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

事業主の皆さまには、助成金制度や、母子・父子福祉団体等への業務外注を活用し、ひとり親就労についてご支援いただきますようお願いいたします。

国と地方公共団体は、平成25年3月1日施行「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れるなどの協力を要請しています。また、平成27年12月には政府として「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をまとめました。

### ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワーク※1や「母子家庭等就業・自立支援センター」※2に求人情報の提供をお願いします。

### 支援するメリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献できます。
- ひとり親を雇用する事業主は、下記の助成金を活用できる場合があります。

### ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金（令和3年度）

助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワーク※1または都道府県労働局※3にお問い合わせください。

#### ■ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賞金の一部に相当する額を助成します。

	中小企業	中小企業以外
短時間労働者以外	60万円	50万円
短時間労働者	40万円	30万円

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

#### ■ トライアル雇用助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試用雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の助成金を支給します。

#### ■ キャリアアップ助成金の加算

正社員化コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金が加算されます。

「特定求職者雇用開発助成金」と「トライアル雇用助成金」は併用できます。

※1～3の詳しい情報や問い合わせ先は、裏面に記載しています。